



## あきる野市 教育大綱が 策定されました

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、あきる野市教育大綱が平成27年8月に策定されました。この大綱は、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の目標や施策の根本となる方針を定めたものです。

内容は、市長と教育委員会を構成員とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいた総合教育会議で協議・調整され、基本理念と4つの基本方針が定められました。



## あきる野市教育大綱

### あきる野市教育大綱基本理念

ふるさとを誇りに思う人づくりと、  
あきる野の香りがする

「あきる野っ子」が育つ教育

#### 基本方針1 地域で“ひと”を育てるまちづくりを進めます

家庭や学校、地域などがそれぞれの役割と責任を果たし、相互に連携・協力しながら、子どもの育成支援や青少年の健全育成を図るとともに、自ら学習や経験で得た成果を生かし地域に還元するような人材の育成と活用を図るなど、地域社会全体で“ひと”を育てるまちづくりを進めます。

#### 基本方針2 子どもが安全に安心して育つ環境づくりを進めます

多様化・複雑化する子どもを取り巻く危機に対し、家庭や学校だけでなく地域や関係機関との連携と情報共有を図ることで、地域社会全体で子どもが安全に安心して育つ環境づくりを進めます。

#### 基本方針3 郷土の自然や伝統・文化を学び地域を誇りに思う教育を進めます

グローバル化が進む中で国際的な広い視野を持つためにも、郷土の豊かな自然の中での体験活動などを通して、自然に親しみ自然を大切にすることを育むとともに、地域に息づく伝統・文化の保存・継承を支援し、先人たちが築いた歴史や文化に触れる機会を提供することにより、郷土愛を育みながら地域を誇りに思う教育を進めます。

#### 基本方針4 学力の向上を図るとともに、個々に応じた教育を進めます

教育の機会均等を確保しながら、小中一貫教育などの充実による基礎的・基本的な知識・技能の定着・向上を図るとともに、障がいのある児童・生徒に限らず、全児童・生徒を対象として、一人一人が必要な指導や支援を受けられる特別支援教育を推進することで、確かな学力の向上と個々の子どもに応じた教育を進めます。